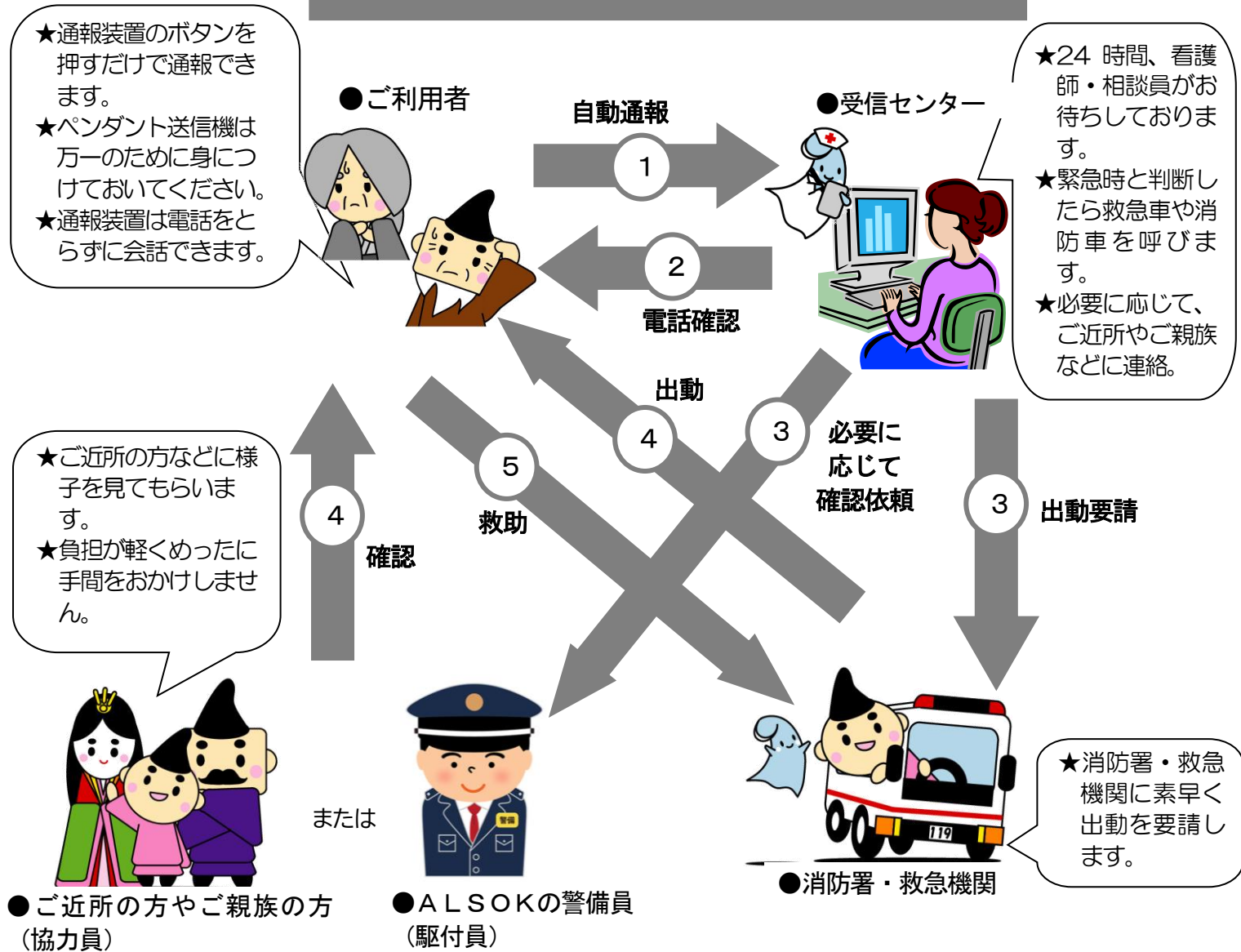


緊急通報装置貸与事業について（電話回線利用型）

対象者	おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者世帯または長時間にわたり同居家族が不在（日中独居）となる世帯で、現病歴・既往歴等により日常生活に注意を要する方。
利用料	緊急通報装置を設置した月から月額500円（生活保護世帯は無料）
設置要件	電話回線利用型（本体機器とペンダントの貸与）の緊急通報装置の設置には、<u>単独NTTアナログ電話回線</u>が必要です。 （単独NTTアナログ電話回線ではない方には、モバイル版の緊急通報装置もご用意しています。詳細はモバイル版チラシをご確認ください。）
申請方法	次の書類を高齢福祉課へご提出ください。 【必須提出書類】 申請書 【任意提出書類】 協力員引受承諾書※ 提出書類は市ホームページからもダウンロードできます。 ※協力員引受承諾書に記載の協力員は、原則利用者宅におおよそ5分以内に駆けつけることが可能な方としています。登録は必須ではありませんが、<u>速やかな駆け付けのため登録することをおすすめしています。</u>
申請後の流れ	市職員が本人（またはご家族）から聞き取り調査を行います。 利用決定となりましたら、当市から発送する決定通知書に同封されている口座振替用紙を記入のうえ、事業受託者に返信用封筒で発送してください。 その後、事業受託業者による緊急通報装置の設置工事が行われます。
サービスの内容	① 緊急通報 利用者が急病となった場合に、緊急通報装置本体の緊急ボタンまたはペンダントのボタンを押すと、受信センター（看護師、保健師などが常駐）に通報が入ります。 【本人の応答がある場合】 受信センターが、利用者に状況確認をして、利用者の要望により救急車の手配等の必要な対応を行います。 【本人の応答がない場合】 受信センターが、登録した協力員またはALSOKの警備員に電話連絡し、利用者の安否確認を行ってもらいます。協力員及び警備員は、確認した状況報告を受信センターに電話連絡します。受信センターでは、その報告により救急車の出動を消防署に要請するなど、必要な対応を行います。 ② 相談 本体機器の相談用のボタンを押すと受信センターにつながり、相談員が利用者の体調などについての相談を受けます。病状を訴える方に対しては看護師が相談に応じて病院への受診をアドバイスしたり、救急車の出動を消防署に要請したり必要な対応を行います。 ③ お伺い電話 受信センターから3か月に一回、利用者の安否確認を行います。 ※お伺い電話の際は固定電話または携帯電話へのご連絡となります。 ※旅行、入院等で長期間自宅を留守する場合は、受信センターへご連絡ください。 ※ALSOK警備員による駆け付けは利用者の安否確認が目的で、防犯及び介護・介助のためのサービスではありません。

緊急通報システム通報の流れ



固定型

※単独NTT アナログ電話回線が必要です。

本体写真

ペンダント型送信機写真

ペンダントを使って通報はできますが会話はできません

30g

機器の特徴

肩や肘でも押しやすい大きなボタン	停電時最大5時間稼働
ペンダントで家のどこからでも通報できる	自動でセンターへ電池切れ通報を通知